

## 居宅介護支援事業所「ケアプラン秋津」運営規程

### (事業の目的)

#### 第1条

この規程は、有限会社ウェルフェア（以下「事業者」という。）が開設する居宅介護支援事業所「ケアプラン秋津」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (事業の運営の方針)

#### 第2条

- 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

### (事業所の名称等)

#### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプラン秋津  
(2) 所在地 千葉県 習志野市 秋津5-5-3 TS習志野ハイム101  
(3) 連絡先 TEL 047-454-0728  
FAX 047-453-0308

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

#### 第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1人以上  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

#### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の提供方法及び内容)

第6条

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 利用者の相談を受ける場所   | 第3条に規定する事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場にて行うものとする。  |
| (2) 使用する課題分析票の種類   | 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。   |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内その他必要と認められる場所において開催する。  |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低1ヵ月に1回以上とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握および連絡調整等、必要に応じ訪問する。 |

(利用料)

第7条

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmにつき50円
  - (2) タクシーを利用した場合は、実費負担とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、習志野市全域とする。

(事故発生時の対応)

第9条

介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第10条

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(暴力団の排除)

第11条

習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）の基本理念に鑑み、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 事業者の代表者及び役員等より、習志野市暴力団排除条例第2条に定める暴力団員及び暴力団員等を排除する。
- (2) 事業者は、その行う事業活動に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努める。

(虐待防止に関する事項)

第12条

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情および相談体制の設備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中等に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条

事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ウェルフェアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 平成 30 年 1 月 1 日変更。

附 則 平成 30 年 10 月 1 日変更。

附 則 平成 31 年 4 月 1 日変更。

附 則 令和 3 年 4 月 1 日変更。

附 則 令和 4 年 6 月 1 日変更。